

IV 関連指標による進捗状況の試行的な把握

環境基本計画の点検・評価には、関連する指標やそれを補足するデータが設けられ、施策の進捗状況の把握に活用されていますが、生物多様性保全計画には、各目標や基本方針に関する指標が設定されていません。このため、今回の点検・評価では、環境基本計画の点検・評価で使用した関連指標や補足データのうち、本計画に関連があるものや、それ以外の参考になるデータを用いて、各目標の進捗を試行的に把握しました。

集めたデータと目標・基本方針の関係は次の表4のとおりです。

表4 生物多様性保全計画に関連する指標と目標・基本方針の対応表

資料	目標・基本方針					
	1 (1)	1 (2)	1 (3)	2 (1)	2 (2)	3
関連指標①：多様な生態系を保全する森林の箇所数 (今後は、「森林所有者が生物多様性のため特に森林の整備・保全を行う面積」)	◎	◎	◎	◎		
関連指標②：特別天然記念物タンチョウの生息数	◎	◎				
[補足データ]：②-1 タンチョウの飛来情報のあった振興局数	○					
その他①：ヒダカソウの開花株数(花数)の経年変化	○	○				
関連指標③：アライグマ防除計画の策定市町村数	◎	◎				
[補足データ]③-1：アライグマ捕獲数と農業被害額	○	○				
その他②：アライグマ捕獲数と生息・目撃情報の推移	○	○				
関連指標④：北海道東部地域におけるIV 幼个体数指数	◎	◎	◎			
[補足データ]④-1：北海道西部におけるIV 幼个体数指数	○	○	○			
[補足データ]④-2：エゾシカ捕獲数と農林業被害額	○	○	○			
環境白書①：ヒグマの捕獲数及びヒグマによる農業被害額			○			
環境白書②：狩猟免許所持者数の推移			○			
関連指標⑤：水辺に親しめる河川空間整備数			◎	◎		◎
関連指標⑥：道民との協働により育てる樹木の本数				◎		◎
[補足データ]：⑥-1 緑化行事参加者の推移				○		○
環境白書③：お魚殖やす植樹運動実績			○	○		
関連指標⑦：水質環境基準達成率				◎		
[補足データ]⑦-1：水質環境基準達成率の内容				○		
関連指標⑧：健全な水循環のための流域環境保全計画策定数				◎		
関連指標⑨：クリーン農業に取り組む生産集団数					◎	
[補足データ]⑨-1：北の刈-ソ農産物(YES!clean)の作付面積					○	
[補足データ]⑨-2：道内のエコファーマー認定数					○	
関連指標⑩：有機農業に取り組む農家戸数					◎	
[補足データ]⑩-1：北海道と全国の有機農業に取り組んでいるほ場面積					○	
関連指標⑪：「環境配慮活動実践者」の割合						◎

※「◎」は関連指標

※「環境白書○」は環境白書13掲載データのうち参考となるものを抽出したもの

※「その他○」は生物多様性保全課調べ

環境基本計画の関連指標等

環境基本計画の関連指標等については、生物多様性保全計画策定時の直近の数値である平成21年度の数値も参考として記載してあります。

《関連する環境基本計画における目標達成状況》

環境基本計画の点検・評価における評価区分	
A	目標値を達成しているもの
B-1	目標値の達成に向け概ね順調に推移しているもの
B-2	指標の進展は見られるものの目標値の達成に向けては遅れが見られるもの
C-1	目標値に近い状況での現状維持
C-2	目標値から遅れが見られる現状維持
D	指標が後退したもの
E	指標の推移から進捗状況は判断できないもの

(H25 環境基本計画点検評価結果より)

(1) 関連指標①：多様な生態系を保全する森林の箇所数

平成24年度までに設定した多様な生態系を保全する森林の箇所数は458箇所となり、基準年度（平成18年度）からは増加していますが、新規の設定候補の森林が少なく、目標の達成に向けて遅れが見られます。

関連指標② 多様な生態系を保全する森林の箇所数 (今後は、「森林所有者が生物多様性のため特に森林の整備・保全を行う面積」)	環境基本計画策定時	445か所 (H18年度)	環境基本計画の目標達成状況 B-2
	計画策定時(参考)	455か所 (H21年度)	
	実績	458か所 (H24年度)	
	環境基本計画の目標値	484か所 (H29年度)	

年度	箇所数
H18 (基準)	445
H19	451
H20	453
H21	455
H22	457
H23	456
H24	458
H29 (目標)	484

(2) 関連指標②：特別天然記念物タンチョウの生息数

生息状況の一斉調査により観察された特別天然記念物タンチョウ生息数の平成22～24年度の3年間の平均値は1,034羽となっています。なお、この調査は天候の状況などにより観察数に大きな変動があるため、生息数をそのまま示すものではありませんが、増加傾向にあると考えられます。

関連指標④ 特別天然記念物タンチョウの生息数	環境基本計画策定時	920羽 (H16～18年度平均)	環境基本計画の目標達成状況
	計画策定時 (参考)	863羽 (H19～21年度平均)	
	実績	1,034羽 (H22～24年度平均)	B-2
	環境基本計画の目標値	1,305羽 (H27～29年度平均)	
[補足データ] ④-1 特別天然記念物タンチョウの飛来情報のあった振興局数	特別天然記念物タンチョウの飛来情報があった振興局数は以上のとおりとなっており、特別天然記念物タンチョウの生息する地域が拡大している可能性があると考えられます。 H21：6 H22：7 H23：9 H24：7		

(参考データ) その他①：ヒダカソウの開花株数 (花数) の経年変化

生育地	区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
A地区	開花株数	7	12	6	9	7	3	3	2	0	0	1
	(花数)	(10)	(16)	(6)	(10)	(8)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)
B地区	開花株数	6	13	12	13	9	9	7	4	3	0	2
	(花数)	(6)	(13)	(15)	(17)	(10)	(11)	(7)	(0)	(3)	(0)	(0)
C地区	開花株数	6	14	11	10	7	8	3	0	5	0	-
	(花数)	(9)	(17)	(12)	(11)	(9)	(10)	(5)	(0)	(5)	(0)	-
D地区	開花株数	9	10	10	11	9	4	8	8	13	8	4
	(花数)	(12)	(12)	(14)	(18)	(12)	(8)	(12)	(0)	(23)	(14)	(6)

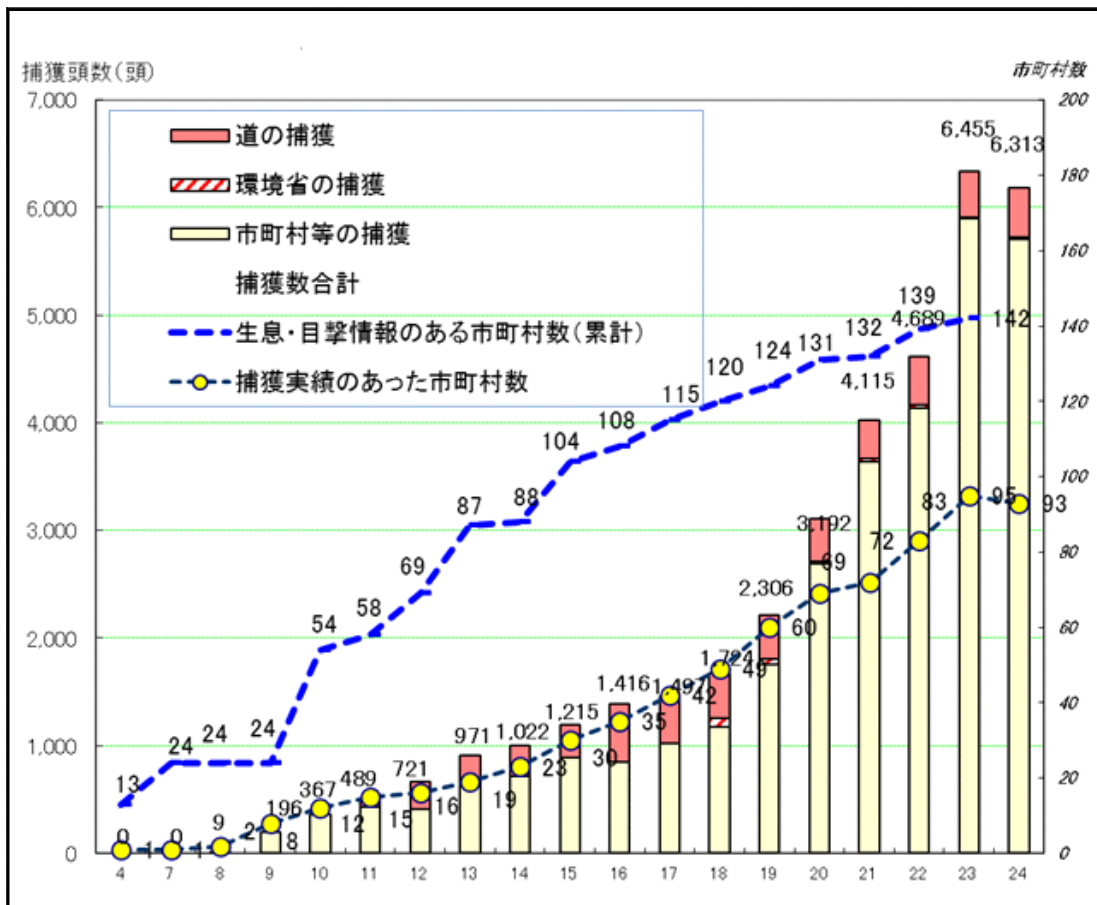
※生物多様性保全課調べ (地区名は希少種保護のため非明示)

(3) 関連指標③：アライグマ防除実施計画の策定市町村数

「アライグマ防除実施計画」を策定している道内の市町村は平成24年度までに117となっており、基準年度（平成18年度）からは増加していますが、目標である全市町村の計画策定に向けて遅れが見られます。

関連指標⑤ アライグマ防除実施計画の策定市町村数	環境基本計画策定時	61市町村（H18年度）	環境基本計画の目標達成状況 B-2																					
	計画策定時（参考）	101市町村（H21年度）																						
	実績	117市町村（H24年度）																						
	環境基本計画の目標値	全市町村（H29年度）																						
<table border="1"> <caption>アライグマ防除実施計画の策定市町村数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18 (基準)</td><td>61</td></tr> <tr><td>H19</td><td>77</td></tr> <tr><td>H20</td><td>91</td></tr> <tr><td>H21</td><td>101</td></tr> <tr><td>H22</td><td>105</td></tr> <tr><td>H23</td><td>114</td></tr> <tr><td>H24</td><td>117</td></tr> <tr><td>H29 (目標)</td><td>179</td></tr> </tbody> </table>				年度	市町村数	H18 (基準)	61	H19	77	H20	91	H21	101	H22	105	H23	114	H24	117	H29 (目標)	179			
年度	市町村数																							
H18 (基準)	61																							
H19	77																							
H20	91																							
H21	101																							
H22	105																							
H23	114																							
H24	117																							
H29 (目標)	179																							
[補足データ] ⑤-1 アライグマ捕獲数と農業等被害額	道内のアライグマの捕獲数と農業等被害額は増加を続けています。																							
<table border="1"> <caption>アライグマ捕獲数と農業等被害額</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲数(頭)</th> <th>農業等被害額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>1724</td><td>28</td></tr> <tr><td>H19</td><td>2306</td><td>37</td></tr> <tr><td>H20</td><td>3192</td><td>32</td></tr> <tr><td>H21</td><td>4115</td><td>67</td></tr> <tr><td>H22</td><td>4689</td><td>96</td></tr> <tr><td>H23</td><td>6455</td><td>121</td></tr> </tbody> </table>				年度	捕獲数(頭)	農業等被害額(百万円)	H18	1724	28	H19	2306	37	H20	3192	32	H21	4115	67	H22	4689	96	H23	6455	121
年度	捕獲数(頭)	農業等被害額(百万円)																						
H18	1724	28																						
H19	2306	37																						
H20	3192	32																						
H21	4115	67																						
H22	4689	96																						
H23	6455	121																						

(参考データ) その他②：アライグマ捕獲数と生息・目撃情報の推移

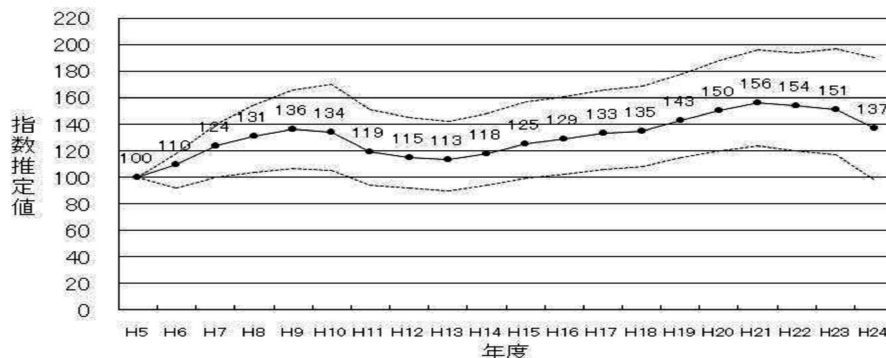


※生物多様性保全課調べ

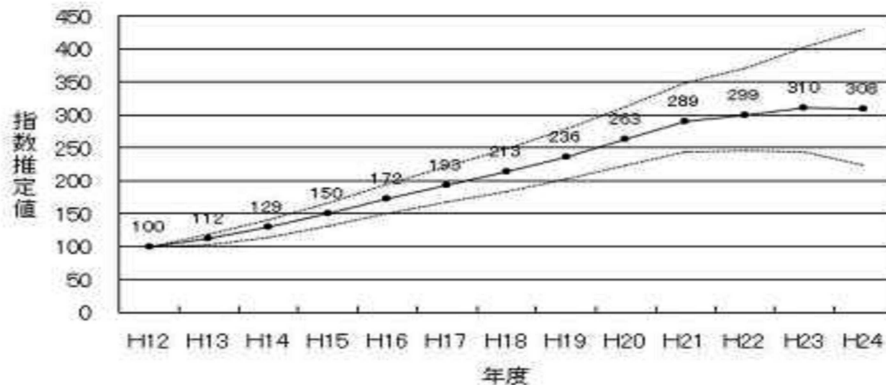
(4) 関連指標④：北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数

エゾシカ個体数指数とは、基準年（東部地域は平成5年を基準）の値を100として、各種調査の結果から毎年の生息動向を表したものです。北海道東部地域におけるエゾシカの生息状況は、依然として高水準にあります。平成22年度には増加を食い止め、平成24年度には減少傾向にあります。

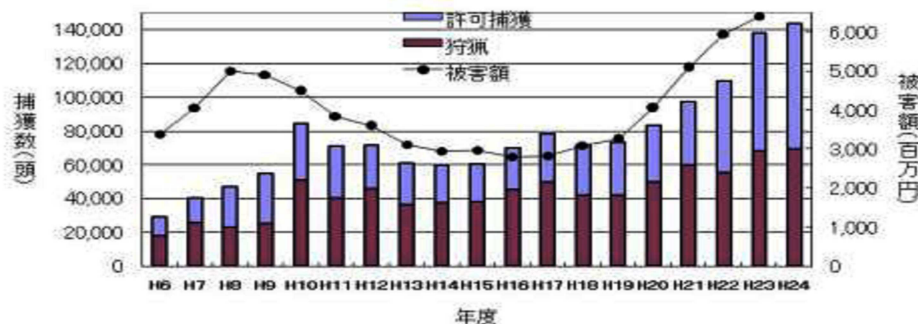
関連指標④ 北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	環境基本計画策定時	136±30 (H18年度)	環境基本計画の目標達成状況 B-1
	計画策定時(参考)	150±20 (H21年度)	
	実績	137±50 (H24年度)	
	環境基本計画の目標値	50 (H28年度)	



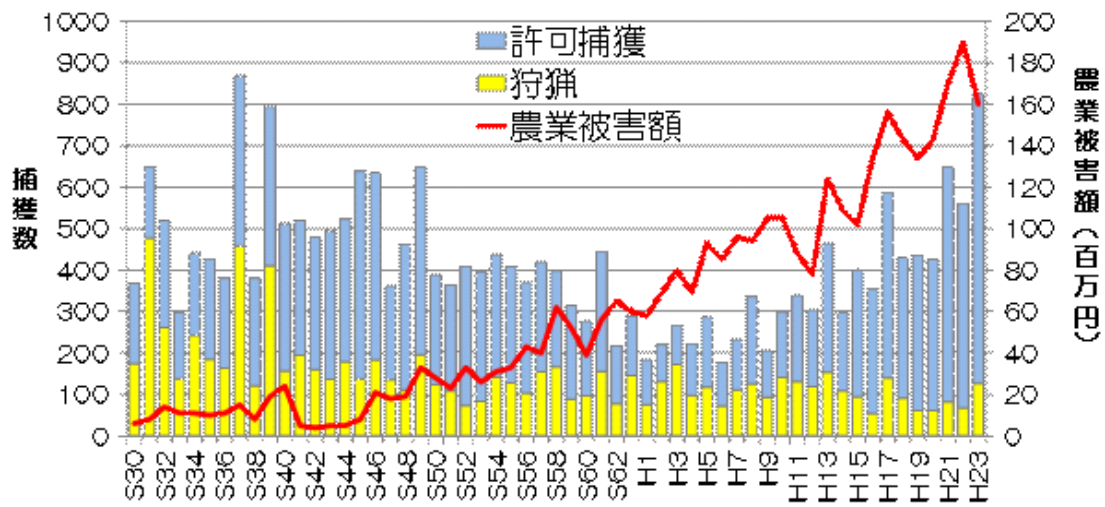
[補足データ] ④-1 北海道西部地域におけるエゾシカ個体数指数
北海道西部地域におけるエゾシカの生息状況は、これまで増加の一途をたどっていましたが、平成24年度には増加を食い止めた可能性があります。



[補足データ] ④-2 エゾシカ捕獲数と農林業被害額
エゾシカによる農林業被害額は増え続けており、平成23年度は約64億円に及んでいます。このため、道では平成26年度までの5か年を「緊急対策期間」と位置づけ、捕獲対策の強化を図っており、平成24年度の捕獲数は、過去最高の約14万3千頭（速報値）となっています。

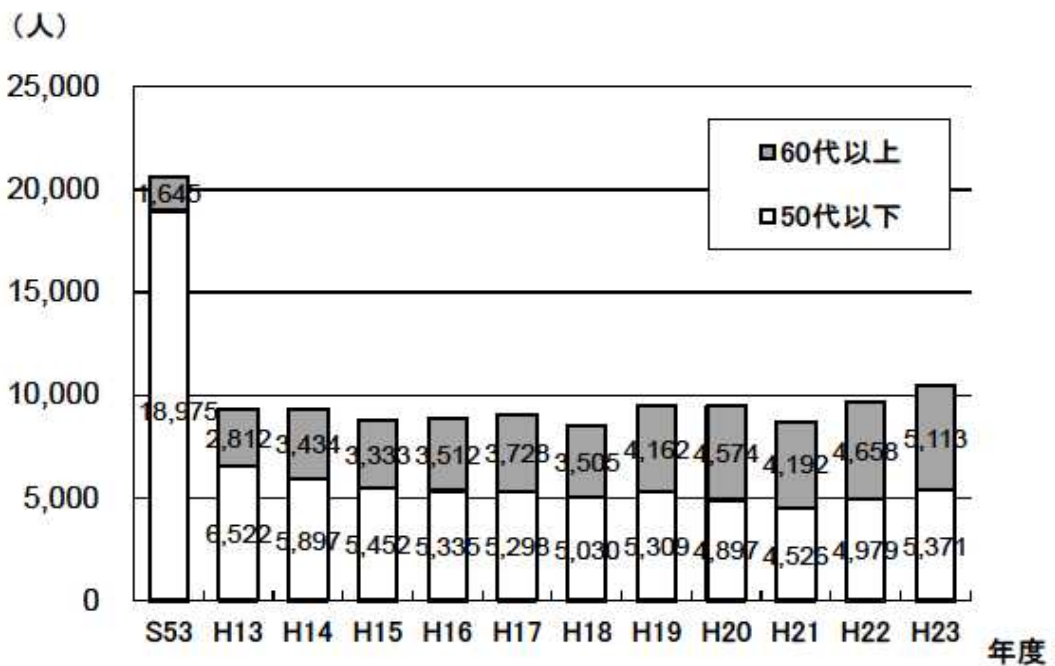


(参考データ) 環境白書①：ヒグマの捕獲数及びヒグマによる農業被害額



※北海道環境白書'13

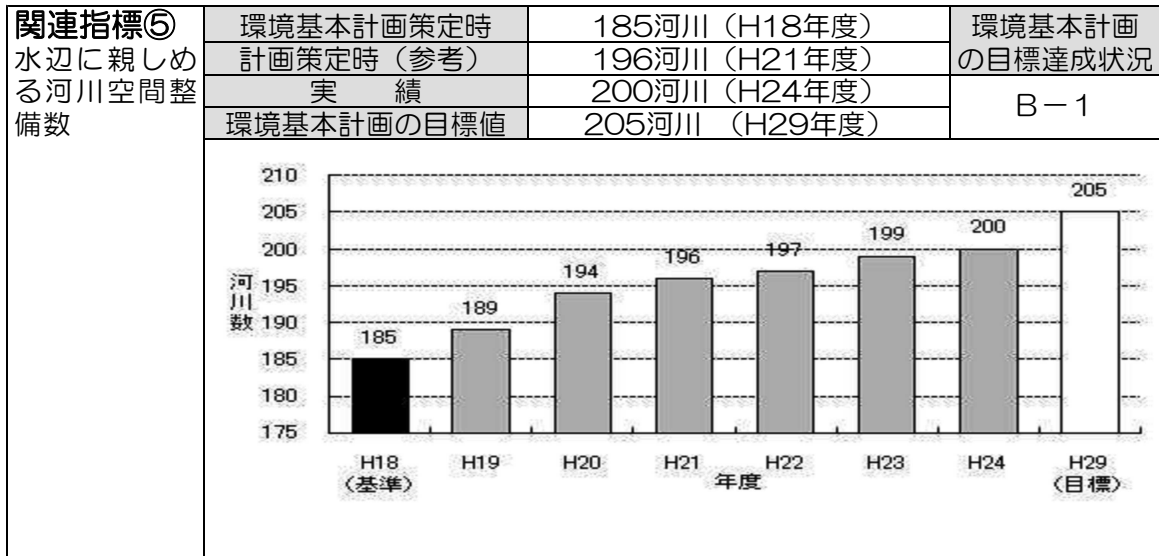
(参考データ) 環境白書②：狩猟免許所持者数の推移



※北海道環境白書'13

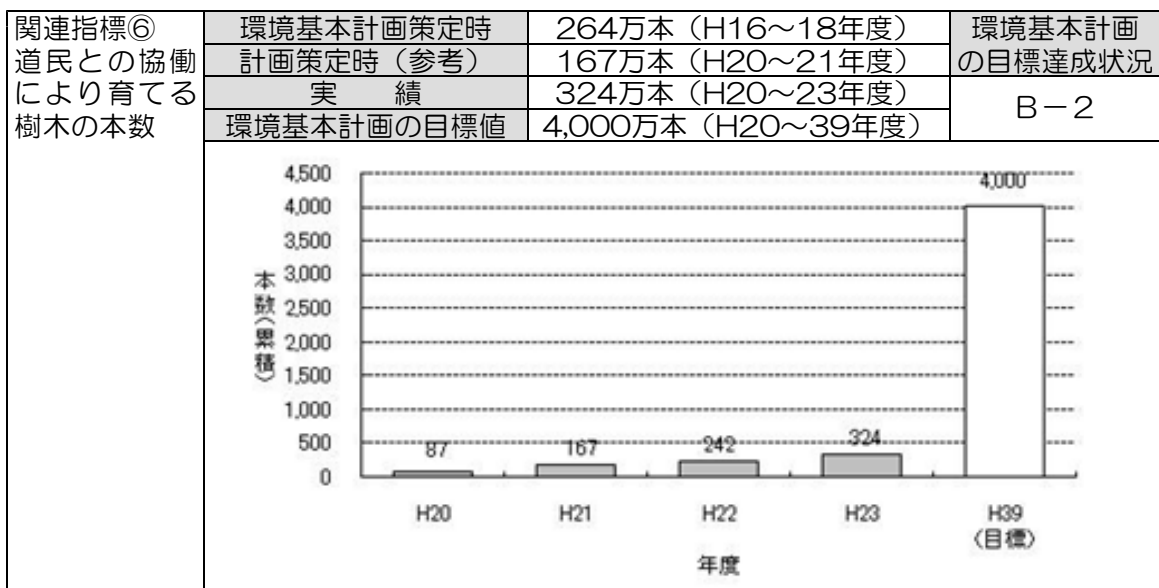
(5) 関連指標⑤：水辺に親しめる河川空間整備数

本道の水辺に親しめる河川空間整備数は、平成24年度までに200河川となっており、目標の達成に向けて概ね順調に推移しています。



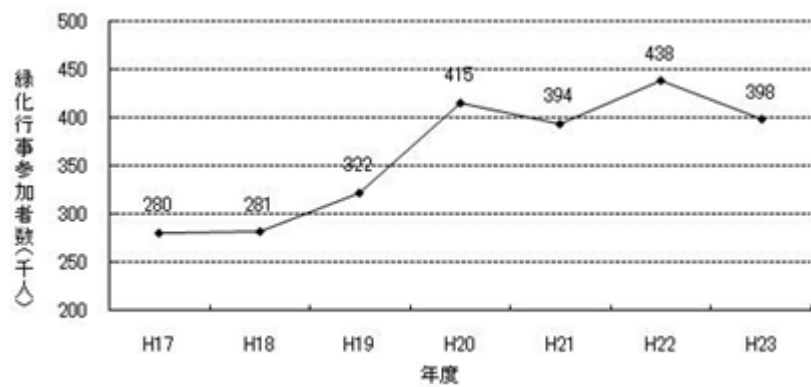
(6) 関連指標⑥：道民との協働により育てる樹木の本数

平成20年度から平成23年度までの道民との協働により育てる樹木の本数は累計約324万本となっています。近年は緑化活動団体等の自発的な活動の定着により、年間約80万本の樹木が植樹・育樹されています。ただし、緑化活動団体等は組織規模が小さな団体が多く、活動資金が十分に確保できないことなどから、目標の達成に向けて遅れが見られます。

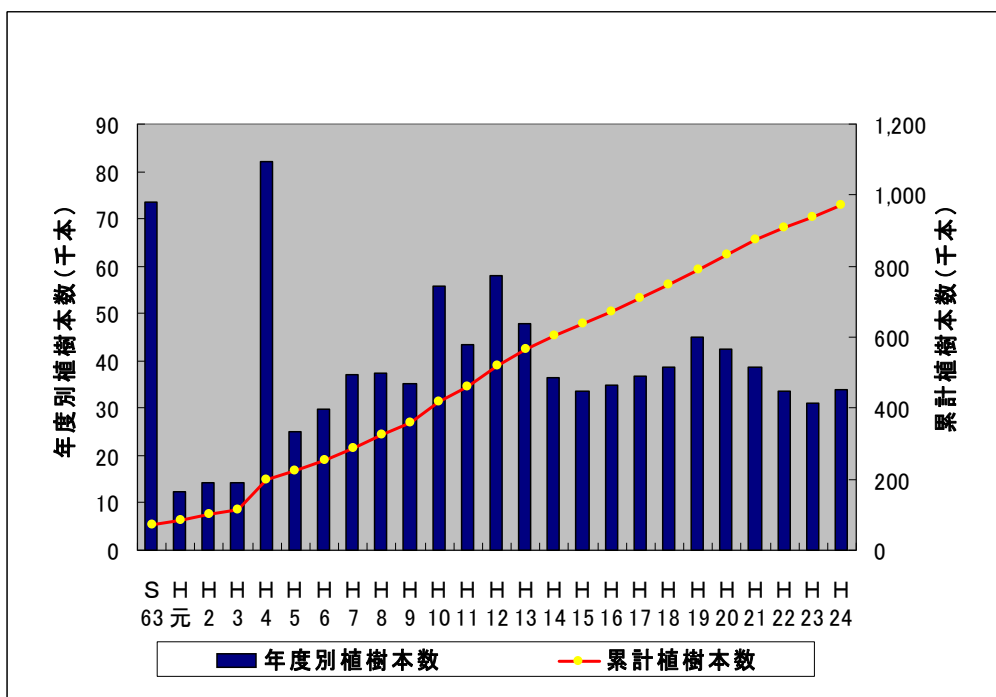


[補足データ]
 ◎-1
 緑化行事参加
 者数の推移

道内での植樹や育樹を行う緑化行事への参加者数は、徐々に増加しています。



(参考データ) 環境白書③：お魚殖やす植樹運動実績



※北海道環境白書'13

(7) 関連指標⑦：水質環境基準達成率

平成24年度の本道の水質環境基準達成率は92.3%となっており、概ね横ばいで推移しています。

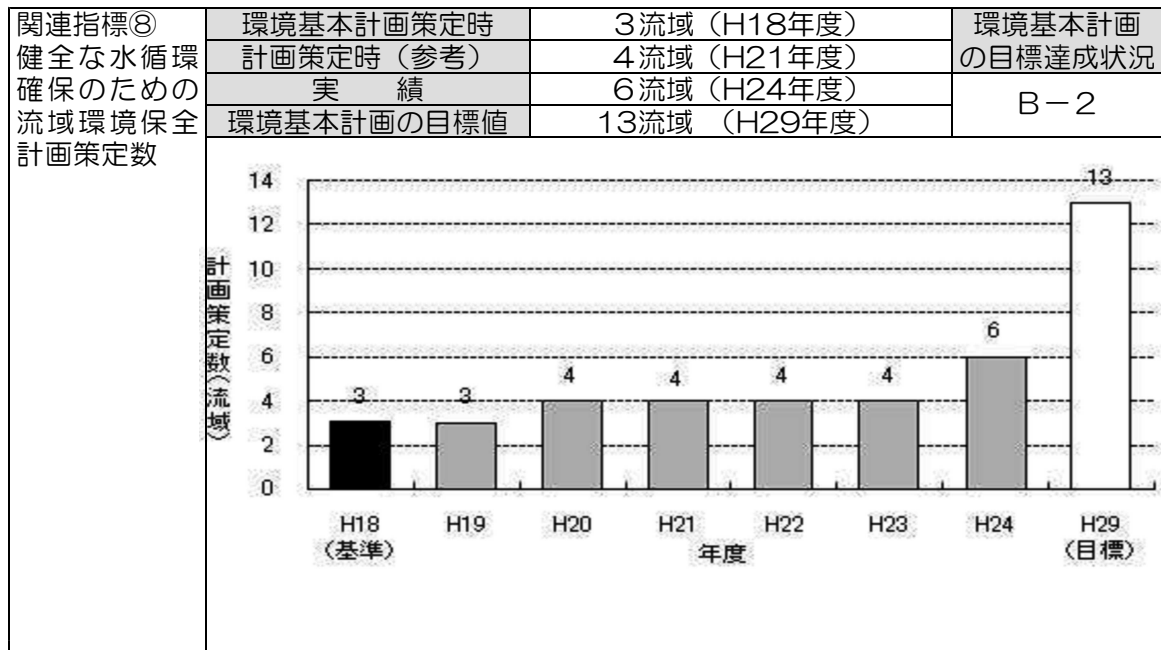
関連指標⑦ 水質環境基準 達成率	環境基本計画策定時	90% (H18年度)	環境基本計画 の目標達成状況 C-1
	計画策定時 (参考)	89.7% (H21年度)	
	実績	92.3% (H24年度)	
	環境基本計画の目標値	100% (H29年度)	

[補足データ] ⑦-1 水質環境基準 達成率の内容	公共用水域 (河川、湖沼、海域) 別の環境基準達成率について、河川では98.4%、湖沼では36.4%、海域では84.4%となっており、水が滞留し汚濁物質が滞留しやすい閉鎖性水域である湖沼の達成率が、河川や海域に比べ低い状況となっています。
------------------------------------	---

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
河川	85.8	85.8	81.1	80.3	82.1	88.8	87.3	88.2	88.1	88.8	88.5	88.4
湖沼	27.3	27.3	54.3	45.3	36.4	45.3	45.3	54.3	36.4	45.3	45.3	36.4
海域	80.0	78.3	78.3	72.3	80.0	78.3	78.3	78.3	78.3	75.4	75.0	84.4

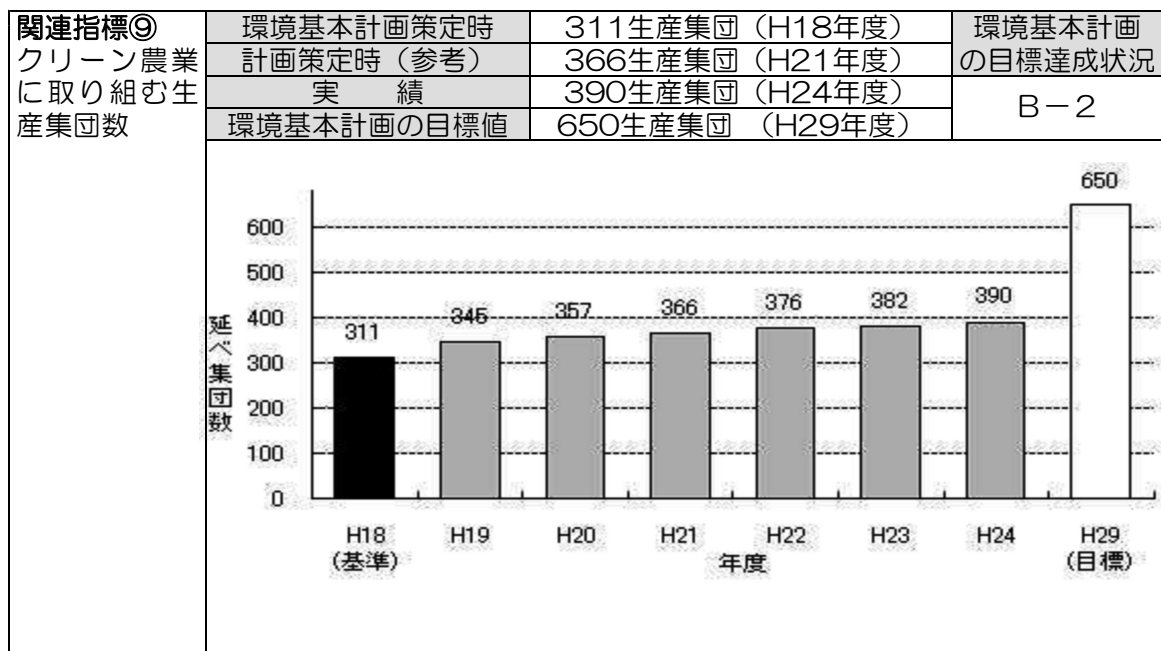
(8) 関連指標⑧：健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数

健全な水循環確保のための流域環境保全計画の策定数は、平成24年度に新たに2流域（風蓮湖・野付湾）で策定され、6流域となっています。



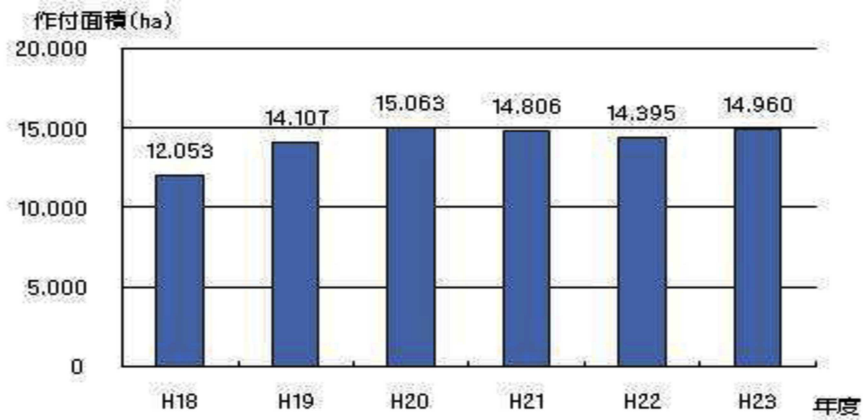
(9) 関連指標⑨：クリーン農業に取り組む生産集団数

クリーン農業に取り組む生産集団数は、販売農家戸数が減少傾向にある中、徐々に増加していますが、目標の達成に向けてやや遅れが見られています。



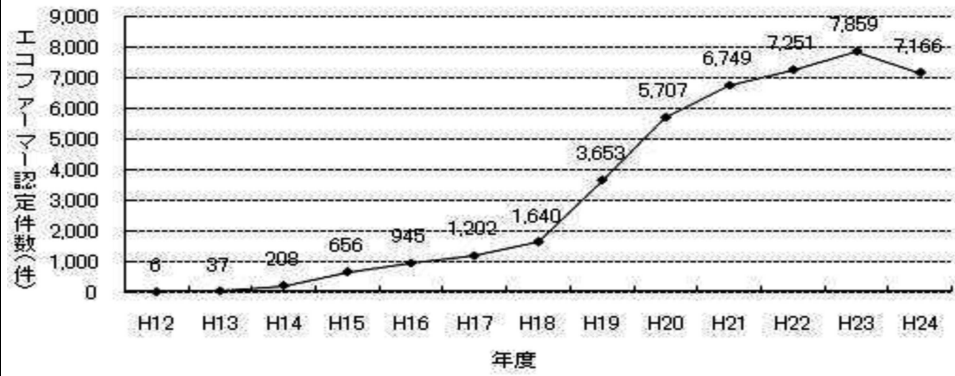
[補足データ]
 ◎ー1
 北のクリーン農産物(YEStclean)の作付面積

北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度は、クリーン農業技術の導入など一定の基準を満たした農産物にマークを表示し、詳しい栽培情報を提供するものです。平成23年度における作付面積は14,960haとなっています。



[補足データ]
 ◎ー2
 道内のエコファーマー認定数

エコファーマーとは、土づくりや減化学肥料などの環境にやさしい農業に取り組む農業者として都道府県により認定された農業者のことであり、道内のエコファーマーは以下のとおり増加傾向にあります。



(10) 関連指標⑩：有機農業に取り組む農家戸数

本道で有機農業に取り組む農家戸数は、平成24年度で341戸となっており、基準年度（平成17年度）からわずかに増加していますが、有機農業への参入・転換には多くの労力と年月を要することから、目標の達成に向けて遅れが見られています。

関連指標⑩ 有機農業に取り組む農家戸数	環境基本計画策定時	331戸（H17年度）	環境基本計画 の目標達成状況 C-2																		
	計画策定時（参考）	341戸（H21年度）																			
	実績	341戸（H24年度）																			
	環境基本計画の目標値	1,800戸（H29年度）																			
<table border="1"> <caption>有機農業に取り組む農家戸数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農家戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17 (基準)</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>H29 (目標)</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table>				年度	農家戸数	H17 (基準)	331	H20	300	H21	341	H22	331	H23	355	H24	341	H29 (目標)	1,800		
年度	農家戸数																				
H17 (基準)	331																				
H20	300																				
H21	341																				
H22	331																				
H23	355																				
H24	341																				
H29 (目標)	1,800																				
[補足データ] ⑩-1 北海道と全国の有機農業に取り組んでいるほ場面積	<p>有機農業に取り組んでいるほ場面積の推移は、北海道、全国ともにほぼ横ばいの状況となっています。</p> <table border="1"> <caption>有機農業に取り組んでいるほ場面積の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国(千ha)</th> <th>北海道(千ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>4,628</td> <td>1,162</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>4,609</td> <td>1,158</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>4,593</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>4,561</td> <td>1,155</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4,549</td> <td>1,153</td> </tr> </tbody> </table>			年度	全国(千ha)	北海道(千ha)	H20	4,628	1,162	H21	4,609	1,158	H22	4,593	1,156	H23	4,561	1,155	H24	4,549	1,153
年度	全国(千ha)	北海道(千ha)																			
H20	4,628	1,162																			
H21	4,609	1,158																			
H22	4,593	1,156																			
H23	4,561	1,155																			
H24	4,549	1,153																			

(11) 関連指標①：「環境配慮活動実践者」の割合

平成24年度に実施した「道民意識調査」において、日常の生活において環境に配慮した行動をしている（やや行動しているを含む）と回答した人の割合は52.8%となっており、基準年度（平成18年度）からは上昇が見られました。ただし、洞爺湖サミットを契機に環境への関心が非常に高まっていた平成20年度の調査時からは後退しており、目標の達成に向けて遅れが見られます。

関連指標① 「環境配慮活動実践者」の割合	環境基本計画策定時	44% (H18年度)	環境基本計画 の目標達成状況 B-2
	計画策定時（参考）	66.7% (H20年度)	
	実績	52.8% (H24年度)	
	環境基本計画の目標値	70%以上 (H29年度)	

年度	割合 (%)
H18 (基準)	44.0
H20	66.7
H24	52.8
H29 (目標)	70以上

【関連指標一覧】

目標1 地域の特性に応じた多様な生態系の保全

※「評価」の内容

- B-1：目標値に向け概ね順調に推移
- B-2：指標の進展は見られるものの目標に向けては遅れが見られる
- C-1：目標値に近い状況での現状維持
- C-2：目標値から遅れが見られる現状維持

基本方針① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
①：多様な生態系を保全する森林の箇所数	455か所	458か所	484か所 (H29)	B-2
②：特別天然記念物タンチョウの生息数	863羽 (H19~21平均)	1,034羽 (H22~24平均)	1,305羽 (H27~29平均)	B-2
③：アライグマ防除実施計画の策定市町村	101市町村	117市町村	全市町村 (H29)	B-2
④：北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	150±20	137±50	50 (H29)	B-1

基本方針② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
①：多様な生態系を保全する森林の箇所数	455か所	458か所	484か所 (H29)	B-2
②：特別天然記念物タンチョウの生息数	863羽 (H19~21平均)	1,034羽 (H22~24平均)	1,305羽 (H27~29平均)	B-2
③：アライグマ防除実施計画の策定市町村	101市町村	117市町村	全市町村 (H29)	B-2
④：北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	150±20	137±50	50 (H29)	B-1

基本方針③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
①：多様な生態系を保全する森林の箇所数	455か所	458か所	484か所 (H29)	B-2
④：北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	150±20	137±50	50 (H29)	B-1
⑤：水辺に親しめる河川空間整備数	196河川	200河川	205河川 (H29)	B-1

目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続的な利用

基本方針① 生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
①：多様な生態系を保全する森林の箇所数	455か所	458か所	484か所 (H29)	B-2
⑤：水辺に親しめる河川空間整備数	196河川	200河川	205河川 (H29)	B-1
⑥：道民との協働により育てる樹木の本数	167万本 (H20~21)	324万本 (H20~23)	4,000万本 (H20~39)	B-2
⑦：水質環境基準達成率	89.7%	92.3%	100% (H29)	C-1
⑧：健全な水循環のための流域環境保全計画策定数	4流域	6流域	13流域 (H29)	B-2

基本方針② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
⑨：クリーン農業に取り組む生産集団数	366生産集団	390生産集団	650生産集団 (H29)	B-2
⑩：有機農業に取り組む農家戸数	341戸	341戸)	1,800戸 (H29)	C-2

(3) 各目標共通（重複する関連指標を除く）

関連指標	H21	H24	目標値	評価
⑪：「環境配慮活動実践者」の割合	66.7% (H20)	52.8%	70%以上 (H29)	B-2

V 計画の目標・基本方針ごとの点検・評価

道の自然環境に関する施策については、毎年度環境基本計画に基づく点検・評価を実施し、施策を見直しながら取り組んでおり、その結果、Ⅲの「目標・基本方針別の実施状況と今後の方向」及びⅣの「関連指標による進捗状況の試行的な把握」とおり、全般的には、おおむね適切に施策が進められていますが、目標・基本方針ごと、あるいは個々の施策ごとに見てみると、施策の進展が見られるものの目標達成にはさらなる施策の充実が必要なものなどがあります。

また、環境基本計画の自然環境に関する関連指標等が限られていることから、計画の目標や施策の実施状況の効果的な点検・評価方法について検討する必要があります。

計画の目標・基本方針ごとの点検・評価結果については、次のとおりです。

1 目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

(1)「基本方針①」について

地域の特性を認識し、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図るため、特別天然記念物タンチョウなど希少野生動植物の個体数、外来生物の動態、人との軋轢が問題となっているエゾシカやヒグマの調査など、生態系やそれを構成する動植物の現状把握に努めています。

実施している調査の結果等については、それぞれ関連する施策や業務に活用されており、本道の生物多様性の現状を把握するためには取組の継続が求められます。

(2)「基本方針②」について

絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図るため、特別天然記念物タンチョウの生息数調査や冬季の給餌、希少野生動植物の指定の推進、総合的なエゾシカ対策を行うほか、自然公園等での監視などにより、貴重な生態系の保全に努めています。

特別天然記念物タンチョウの生息数は増加傾向を示しており、道の指定希少野生動植物種も概ね良好に保全されていますが、ヒダカソウ等減少が見られる種もあります。また、特定外来生物であるアライグマ、セイヨウオオマルハナバチの対策を進めていますが、アライグマによる農業被害が依然として問題となっています。

(3)「基本方針③」について

安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図るため、自然公園の計画の見直しなどにより、安定的な生態系を保全していますが、一部の登山道において荒廃がみられます。エゾシカの増加を食い止めたが、生息数は依然高水準にあり、また、ヒグマの農業被害額も増加傾向にあるなど、さらなる取組が求められています。

2 目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

(1)「基本方針①」について

生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図るため、自然公園の適切な利用に努めています。施設の老朽化が進んでいます。水辺に親しめる河川空間整備については順調に推移しています。森林では、道民との協働により育てる樹木の本数は伸び悩んでいます。緑化行事の参加者は増加傾向にあります。水質環境基準では、河川の水質はほぼ目標に達していますが、湖沼などの閉鎖水域での達成率が低くなっています。

このように順調に推移している項目がある一方で、項目によっては未達成であるものもあり、持続可能な利用に向けては引き続き取り組む必要があります。

(2)「基本方針②」について

生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図るため、知床では「知床ルール」の普及に努めていますが、餌やり等により、人なれしたヒグマの問題など、人間との軋轢が懸念されています。農業では、クリーン農業に取り組む生産集団と有機農業に取り組む農家戸数は目標達成に向けて遅れが見られますが、エコファーマーは増加傾向にあり、今後も生物多様性に及ぼす影響を少なくする取組が求められています。

Ⅵ まとめ

本道の自然環境を構成する多様な生態系と野生動植物の保全を図るためには、野生動植物の生息・生育環境のほか、社会情勢や道民意識の変化などを的確に捉えるとともに、国の法制度などの変更に的確に対応しながら、各種施策を効果的に推進することが必要です。

今回の点検・評価結果で示されたように、生物多様性の保全に関する施策には様々なものがあり、環境基本計画に基づく関連指標等だけでは的確な点検・評価が難しいこと、また、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（平成22年10月）において愛知目標が採択されたことを受け、国においては「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月）を定め、国としての取組を明らかにする指標として、13の国別目標、48の主要行動目標のほか、50の数値目標などが盛り込まれたことなどから、道としても計画の指標について検討することが現実的なものとなってきています。

今回の計画の点検・評価の結果、本道の自然条件に大きな変化が見られず、計画の進捗にも大きな遅れは認められませんでした。計画に関係する国の法制度などの社会情勢は変化してきています。

また、指標が不十分なため、計画の目標・基本方針の達成に向けた施策の実施状況も的確に評価することが困難であったことから、今後施策の実施状況を的確に評価し、かつ、道民にわかりやすく示すためにも、基本計画で掲げられた指標や補足データのほか、計画の内容に即した指標やデータの検討が必要です。

こうしたことから、これらの課題を踏まえ、現計画の期間内での計画の見直しを検討します。

1 施策の実施方針の修正に向けた課題

(1) 生物多様性の保全に関する課題

- ・生物多様性保全について総合的計画的に取り組むため、生物多様性保全条例等に基づく施策を的確に推進する必要があります。
- ・「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成22年12月）が制定され、関係者との連携や情報提供等を行う体制を確保し、地域の多様な主体による取組を促進することが求められています。
- ・また、COP12に向けて、国では国別報告書の作成に取り組んでおり、愛知目標の中間評価等の動きについても注視する必要があります。

(2) 鳥獣の保護管理に関する課題

- ・エゾシカの急激な増加に伴い農林業被害が拡大しているほか、自然生態系への影響も生じているため、道では、エゾシカ対策全般に係る新たな制度的枠組として、平成26年3月に「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、今後は、新たな条例に基づき施策を展開していく必要があります。
- ・ヒグマ、アザラシ類などについては、被害の防止や安全の確保など、人間との軋轢回避が重

要な課題になっていることから、全道的な保護管理計画の検討などが進められており、保護管理計画に基づく取組が着実に進められるよう地域の実情を的確に把握して施策を進める必要があります。

- このほか、狩猟者の高齢化による鳥獣捕獲の担い手不足などの問題も顕在化しており、より効率的・効果的な捕獲体制の構築に向けて取組を進める必要があります。
- 国においても、従来の「保護のための管理」という考え方から「積極的な管理（マネジメント）」への転換に向け「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正などの検討が進められていることから、今後も法や条例に基づく取組を着実に進めていく必要があります。

（3）外来種に関する課題

- 外来種問題の顕在化を踏まえ、国においては、愛知目標を踏まえた外来種対策を総合的に進めるため、「外来種被害防止行動計画」（仮称）及び「侵略的外来種リスト」（仮称）等の策定を進めており、道で作成した外来種リスト（ブルーリスト2010）も必要に応じて見直していく必要があります。
- 外来種対策を進めるため、国の規制対象外である国内外来種も含め、生物多様性保全条例に基づく指定外来種を放つこと等を規制することとしており、外来種の指定を着実に進めていく必要があります。

（4）希少野生動植物に関する課題

- 国においては、希少野生動植物の保護をさらに促進するため、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（仮称）の策定を進めており、この中で、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種（平成25年6月現在89種）を2020年までに300種追加する考えを示しています。道では生物多様性保全条例に基づき現在までに29種を指定していますが、国の取組の方向性や、北海道レッドリストの見直し状況も踏まえながら、希少野生動植物種の保護について道の取組を幅広く検討していく必要があります。

（5）その他の課題

- これまで自然公園など自然環境の保全上重要な地域の指定や、種レベルの多様性の保全といった視点から個々の分野毎に施策が進められてきましたが、今後はこれらに加え、一部の種の増加による種間関係や生態系の時間的変化、生態系レベルの保全に着目した取組も必要になってきています。
- 生物多様性の保全を担う実施主体としては、行政機関のほか、地域住民・団体・事業者などの多様な主体の連携による取組が重要になってきています。

2 点検・評価に対応した指標の検討

計画の点検・評価を的確に実施するため、指標を検討するに当たっては次のことに留意します。

- 今回の点検・評価では環境基本計画の関連指標等を用いましたが、自然環境に関する環境基本計画に基づく関連指標等は限られていることから、計画の目標や施策の実施状況を的確かつ具体的に点検・評価するためには、新たな指標等の検討が必要になっています。
- 計画に基づく施策の実施状況を道民に分かりやすく示すための新たな指標や補足データは、可能な限り、毎年把握できるものであり、かつ、科学的知見に基づいて設定する必要があります。
- ただし、野生動植物の生息・生育状況については毎年度把握することが難しいものも多く、また生態についても未解明なものもあることから、指標等の選定にあたっては、妥当性を十分に考慮する必要があります。

- また、北海道環境白書に掲載している各種データのほか、各事業担当部局で、業務に関する統計データなどを収集している場合があることから、それらの活用についても検討し、情報提供を進める必要があります。
- そのため、道内の大学や研究機関などと連携しながら情報の集積に努めるとともに、計画に基づく取組の状況とその効果を道民に分かりやすくかつ的確に提供する必要があります。